

令和 7 年 4 月からの特定工事請負契約の作業報酬下限額を決定しました

令和 7 年 3 月 25 日（火）に開催された令和 6 年度第 2 回川崎市作業報酬審議会において、契約により市の事務又は事業の実施に従事する者に支払われる「特定工事請負契約の作業報酬下限額」について決議され、その内容について、同日、川崎市へ答申されました。

川崎市では、答申を踏まえ、「特定工事請負契約の作業報酬下限額」を次のとおり定め、令和 7 年 4 月 1 日（火）に告示いたしました。

1 答申された内容

作業報酬下限額（川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に掲げる特定工事請負契約に従事する者に対して支払われるべき 1 時間当たりの作業報酬の下限の額）について

2 本市で決定した「作業報酬下限額」

答申で示された「作業報酬下限額」（別紙のとおり）

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日（火）

施行日以降に公告する川崎市契約条例第 7 条第 1 項第 1 号に規定する特定工事請負契約について適用します。

【問合せ先】

川崎市財政局資産管理部契約課 川端
電 話 （ 0 4 4 ） 2 0 0 - 2 0 9 6

別紙: 特定工事請負契約の作業報酬下限額

施行日以降に公告する特定工事請負契約から適用する。

ただし、施行日より前に公告し、かつ、施行日以降に契約を締結する案件のうち、令和6年3月の公共工事設計労務単価で積算し、契約締結後に令和7年3月の公共工事設計労務単価に基づき変更契約を締結する案件については、当該作業報酬下限額を適用する。

(単位:円)

職種	作業報酬下限額	前回比較
特殊作業員	3,439	+161
普通作業員	3,048	+138
軽作業員	2,070	+92
造園工	3,013	+115
法面工	3,600	+161
とび工	3,761	+161
石 工	3,726	+138
ブロック工	3,450	+126
電 工	3,427	+241
鉄筋工	3,485	+150
鉄骨工	3,370	+150
塗装工	3,933	+172
溶接工(機械工)	4,313	+334
運転手(特殊)	3,611	+161
運転手(一般)	3,094	+196
潜かん工	4,221	+196
潜かん世話役	5,037	+253
さく岩工	4,508	+425
トンネル特殊工	4,531	+207
トンネル作業員	3,531	+161
トンネル世話役	4,623	+207
橋りょう特殊工	3,933	+184
橋りょう塗装工	4,037	+173
橋りょう世話役	4,531	+207
土木一般世話役	3,749	+138

(単位:円)

職種	作業報酬下限額	前回比較
高級船員	4,359	+161
普通船員	3,508	+127
潜水土	5,578	+253
潜水連絡員	4,025	+172
潜水送気員	3,876	+173
山林砂防工	3,657	+126
軌道工	6,360	+288
型わく工	3,600	+161
大工	3,462	+161
左官	3,657	+218
配管工	3,094	+150
はつり工	3,427	+149
防水工	3,772	+172
板金工	3,807	+161
タイル工	3,094	-
サッシ工	3,600	+161
屋根ふき工	3,864	-
内装工	3,818	+172
ガラス工	3,600	+161
ダクト工	3,255	+265
保温工	3,151	+149
設備機械工	3,197	+161
交通誘導警備員A	2,289	+127
交通誘導警備員B	2,013	+104
電気通信技術者	4,462	+287
電気通信技術員	3,002	+196
機械設備製作工	3,588	+149
機械設備据付工	3,485	+230